

日医発第 634 号 (保 106)
平成 18 年 9 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について

標記については、平成 18 年 8 月 30 日付保発第 0830005 号等により、厚生労働省保険局保険課長から保険者宛積極的に取り組むよう通知されたところではありますが、平成 18 年 8 月 30 日付保発第 0830006 号で本会宛協力の依頼がありました。

出産育児一時金等の受取代理は、被保険者が医療機関等を受取代理人として出産育児一時金等を事前に申請し、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等を受け取ることにより、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減することを目的としたものであり、「健康保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行について（平成 18 年 8 月 30 日 保発第 0830001 号厚生労働省保険局長通知）」（平成 18 年 9 月 15 日付日医発第 633 号）において、「保険者はその仕組みの導入に努めること」とされております。

下記のとおり、出産育児一時金等の受取代理の概要を整理いたしました。

本会としましても、被保険者等の負担を軽減する趣旨に鑑み、被保険者等から受取代理の依頼があった場合には、できる限りご協力いただくようお願い申し上げます。

つきましては、今回の内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成 18 年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載いたします。

記

〔出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理の概要〕

第1 目的

出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下、「出産育児一時金等」という。）について、被保険者が医療機関等を受取代理人として出産育児一時金等を事前に申請し、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等を受け取ることにより、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減する。

第2 対象者

被保険者（出産費貸付制度を利用するものを除く。）であって、出産育児一時金等の支給を受ける見込みがあり、かつ以下のいずれかである者

- ① 出産予定日まで1か月以内の者
- ② 出産予定日まで1か月以内の被扶養者を有する者

第3 受取代理の方法

1 出産育児一時金等の受取代理に係る請求書の交付等

ア 保険者は第2に定める対象者からの申請により、受取代理専用のお産育児一時金請求書（保保発第 0830005 号中の別添様式例参照。以下「請求書」という。）を当該被保険者に交付する。

イ 医療機関等は被保険者等からの請求書の「受取代理人の欄」の記入依頼に基づき記入の上、当該被保険者等に交付する。

2 請求書の受付

ア 保険者は、被保険者からの請求書の提出を受け、請求書受付後速やかに受取代理人である医療機関等に対し、受取代理申請の受付について書面により連絡する。

当該書面には、分娩後に被保険者等に交付する分娩費請求書及び出生証明書類の写しを保険者に送付する必要がある旨、当該書類の送付がなければお産育児一時金等の支給ができない旨が記載されるとともに、当該書類の送付先が明記される。

イ 請求書の受付後に被保険者が資格喪失等によりお産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、速やかに請求書を被保険者に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対しその旨連絡する。

ウ 受取代理人である医療機関等以外でお産することとなった場合は、速やかに保険者に申し出るよう被保険者に周知し、被保険者から当該申出がなされた場合は、請求書を被保険者に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対しその旨連

絡する。

3 出産育児一時金の支払い

ア 受取代理人である医療機関等は、分娩後に分娩費請求書及び出生証明書類の写しを保険者に送付する。

イ 出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類が送付されない場合は、保険者から当該医療機関に対し確認の連絡をする。

ウ 要件審査を経て、医療機関等から送付された分娩費請求書の写しに記載された請求額に応じて、以下のいずれかの取扱いとなる。

① 請求額が35万円以上である場合

出産育児一時金等の全額が医療機関等の所定口座に支払われる。

(請求額が35万円超である場合は、当該請求額と35万円との差額は被保険者に請求する。)

② 請求額が35万円未満である場合

請求額として記載されている額が医療機関等の所定口座に支払われる。

(当該請求額と35万円との差額は被保険者に支払われる。)

エ 出産一時金等にかかる付加給付を行う保険者においては、35万円を超える付加相当額については受取代理の対象とせず、被保険者に対し直接し払う。ただし、被保険者、保険者と医療機関等との間で、事前に付加相当額も含めて医療機関等に支払う旨の合意がなされている場合には、上記ウの①②中「35万円」を「付加相当額を含む支給額」として取り扱う。(付加相当額も含めて医療機関等に支払われる場合には、請求書の「受取代理人の欄」に付加相当額を含む支給額が具体的に記載される。)

第4 その他留意事項

- 1 受取代理については、その導入が保険者に義務付けられた者ではないが、保険者はその導入に努めること。
- 2 受取代理の取扱いは、被保険者及び医療機関等の間で、当事者の任意による代理契約により成立するものであり、被保険者及び医療機関等に当該取扱いによる請求を強制するものではないこと。ただし、制度の不知等により、被保険者が当該取扱いを受けられないことがないように、保険者は、その趣旨、申請手続等について、被保険者等に対し周知徹底に努めるとともに、医療機関等に対し、当該取扱いについて理解が得られるよう周知に努めること。
- 3 受取代理に係る請求書は、通常の出産育児一時金等の請求書とは別に作成すること。また、受取代理に係る出産育児一時金等の請求者は被保険者であり、請求書の提出は被保険者が行うものであること。

- 4 出産日が平成18年10月1日の前日以前であるときは、第3の3中「35万円」を「30万円」として取り扱うこと。

以上

(添付資料)

1. 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について

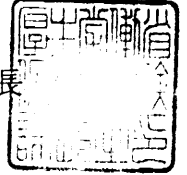
(平18. 8. 30 保保発第0830006号厚生労働省保険局保険課長)

※ 添付資料「1.」には、その別添として「保保発第0830005号厚生労働省保険局保険課長通知(平成18年8月30日)」が添付されている。

保保発第0830006号
平成18年8月30日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局保険課長



出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について

標記については、被保険者等の負担を軽減する観点から、被保険者が病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）を受取代理人として出産育児一時金又は家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）を事前に申請し、医療機関等が被保険者等に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金等として支給される額を上回るときは当該支給額）を限度として、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等を受け取る仕組みの導入に努めるよう、保険者あて通知したところである。（別添「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」（平成18年8月30日保保発第0830005号）等）

この受取代理は、医療機関等の同意の下で実施するものであり、その確認のために被保険者等から医療機関等に対して受取代理用の申請書の受取代理欄の記入の依頼があった際には、被保険者等の負担軽減の観点を踏まえ、できる限り協力されたいこと、並びに、受取代理の取扱いにおいては、分娩後に、被保険者等に交付する分娩費請求書及び出生証明書類の写しを医療機関等から保険者に送付する必要があること等について、貴管下の医療機関等に対し周知方よろしくお取り計らい願いたい。

(別添)

保保発第0830005号

平成18年8月30日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について

標記については、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行について」（平成18年8月30日保発第0830004号）において、被保険者等の負担を軽減する観点からその導入に努めることとされているところであるが、その具体的な取扱いにあたっては、下記の点に留意し、積極的に取り組むこととされたい。

記

第1 目的

出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の受取代理は、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）が病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）を受取代理人として出産育児一時金を事前に申請し、医療機関等が被保険者等に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等を受け取ることにより、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減することを目的とする。

第2 対象者

受取代理の申請の対象者は、被保険者（出産費貸付制度を利用する者を除く。）であって、出産育児一時金等の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1ヶ月以内の者又は出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する者とする。

第3 受取代理の方法

1 出産育児一時金等の受取代理に係る請求書の交付

被保険者は、第2に定める対象者から出産育児一時金等の受取代理に係る請求書の交付申請を受けた場合、受取代理専用の出産育児一時金請求書（別添様式例参照。以下「請求書」という。）を交付すること。

なお、請求書の交付の際には、以下の書類により、受取代理の申請対象者であることを確認すること。

- (1) 健康保険被保険者証（被扶養者が出産する場合にあっては被扶養者の健康保険被保険者証を含む。）
- (2) 母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類

2 請求書の受付

被保険者から、受取代理人となる医療機関等の記名・押印及びその他の必要事項が記載された請求書の提出があった場合には、出産日前であっても受け付けること。

請求書を受付後、速やかに受取代理人である医療機関等に対し、受取代理の申請を受け付けたことについて、書面により連絡すること。当該書面には、分娩後に分娩費請求書及び出生証明書類の写しを保険者に送付する必要があり、当該書類の送付がなければ出産育児一時金等の支給ができない旨記載するとともに、当該書類の送付先を明記すること。

なお、請求書を受付後に被保険者が資格喪失等により出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、速やかに請求書を被保険者に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対しその旨連絡すること。

また、受取代理人である医療機関等以外で出産することとなった場合は、速やかに保険者に申し出るよう被保険者に周知し、被保険者から当該申出がなされた場合は、請求書を被保険者に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対しその旨連絡すること。

3 出産育児一時金等の支払い

分娩後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書及び出生証明書類の写しにより出産育児一時金等の支給要件を確認すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、医療機関等から送付された分娩費請求書の写しに記載された請求額に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

ア 請求額が35万円以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと。

（請求額が35万円超である場合は、当該請求額と35万円との差額は、被保険者が医療機関等に支払うこととなる。）

イ 請求額が35万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該請求額と35万円との差額については、被保険者に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者においては、35万円を超え

る付加相当額については受取代理の対象とせず、被保険者に対し直接支払うこと。ただし、被保険者、保険者と医療機関等との間で、事前に付加相当額も含めて医療機関等に支払う旨の合意がなされている場合には、上記の取扱い中「35万円」を「付加相当額を含む支給額」として取り扱うものとする。

第4 その他留意事項

- 1 受取代理については、その導入が保険者に義務付けられるものではないが、第1の目的に鑑み、特段の支障のない限り、その導入に努められたいこと。
- 2 受取代理の取扱いは、被保険者及び医療機関等の間で、当事者の任意による代理契約により成立するものであり、被保険者及び医療機関等に当該取扱いによる請求を強制するものではないこと。ただし、制度の不知等により、被保険者が当該取扱いを受けられないことがないよう、その趣旨、申請手続等について、被保険者等に対し、周知徹底に努めるとともに、医療機関等に対し、当該取扱いについて理解が得られるよう周知に努めること。
- 3 受取代理に係る請求書は、通常の出産育児一時金等の請求書とは別に作成すること。また、受取代理に係る出産育児一時金等の請求者は被保険者であり、請求書の提出は被保険者が行うものであること。
- 4 出産日が平成18年10月1日の前日以前であるときは、第3の3中「35万円」を「30万円」として取り扱うこと。

(別添)

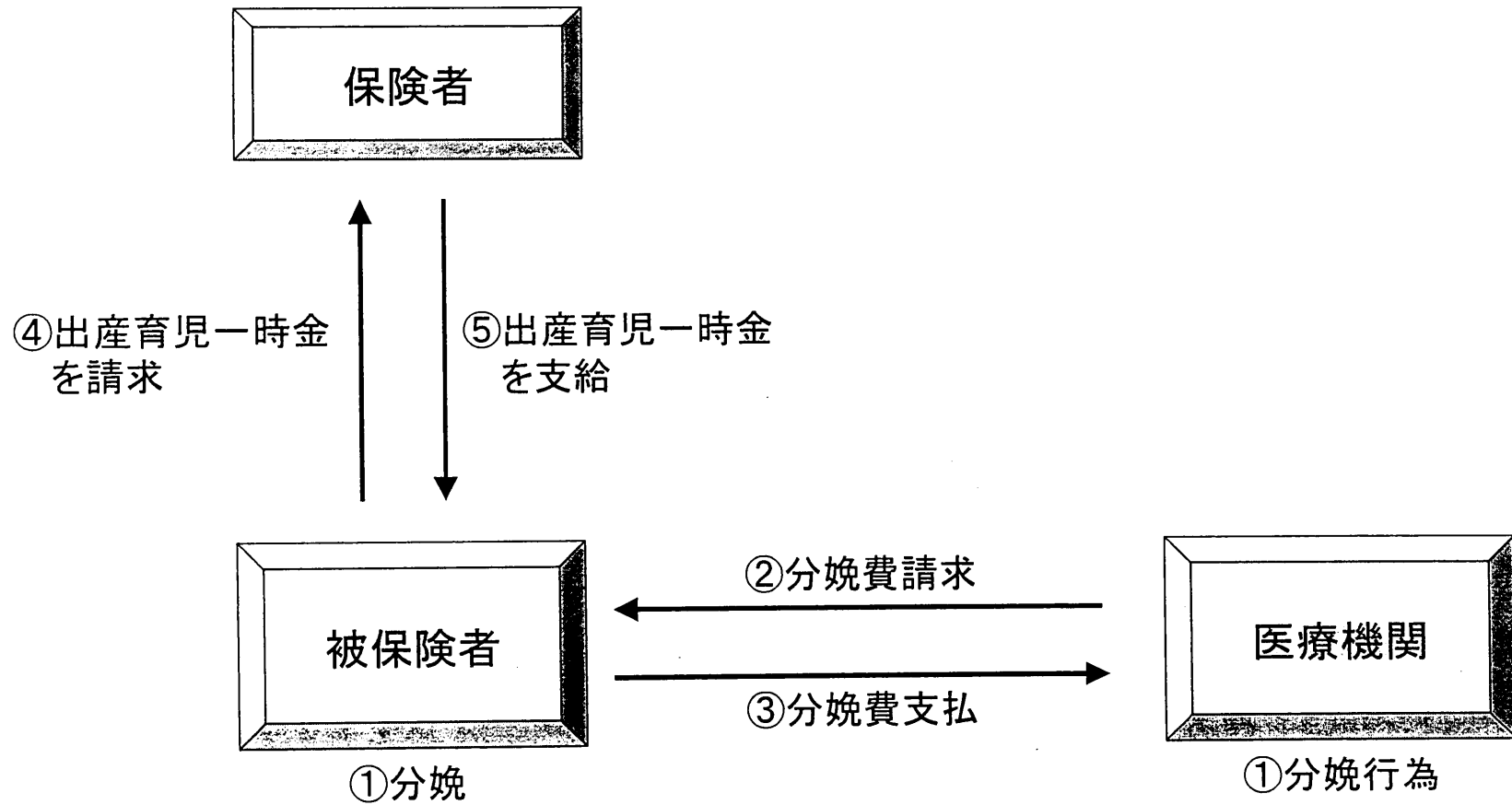
健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金請求書 (事前申請用)

被 保 険 者 が 記 入 す と こ ろ	被保険者証の記号・番号			生年月日	
	被保険者(請求者)の氏名 (フリガナ) ㊞			事業者の名称	
	被保険者(請求者)の住所 (フリガナ)			所在地	
	被扶養者が出産するための請求であるときは、その者の	氏名		生年月日	
	入院する医療機関の	名称			
		所在地			
	被保険者に対する支払金融機関の欄				
	金融機関名	店名	預金種別	口座番号	

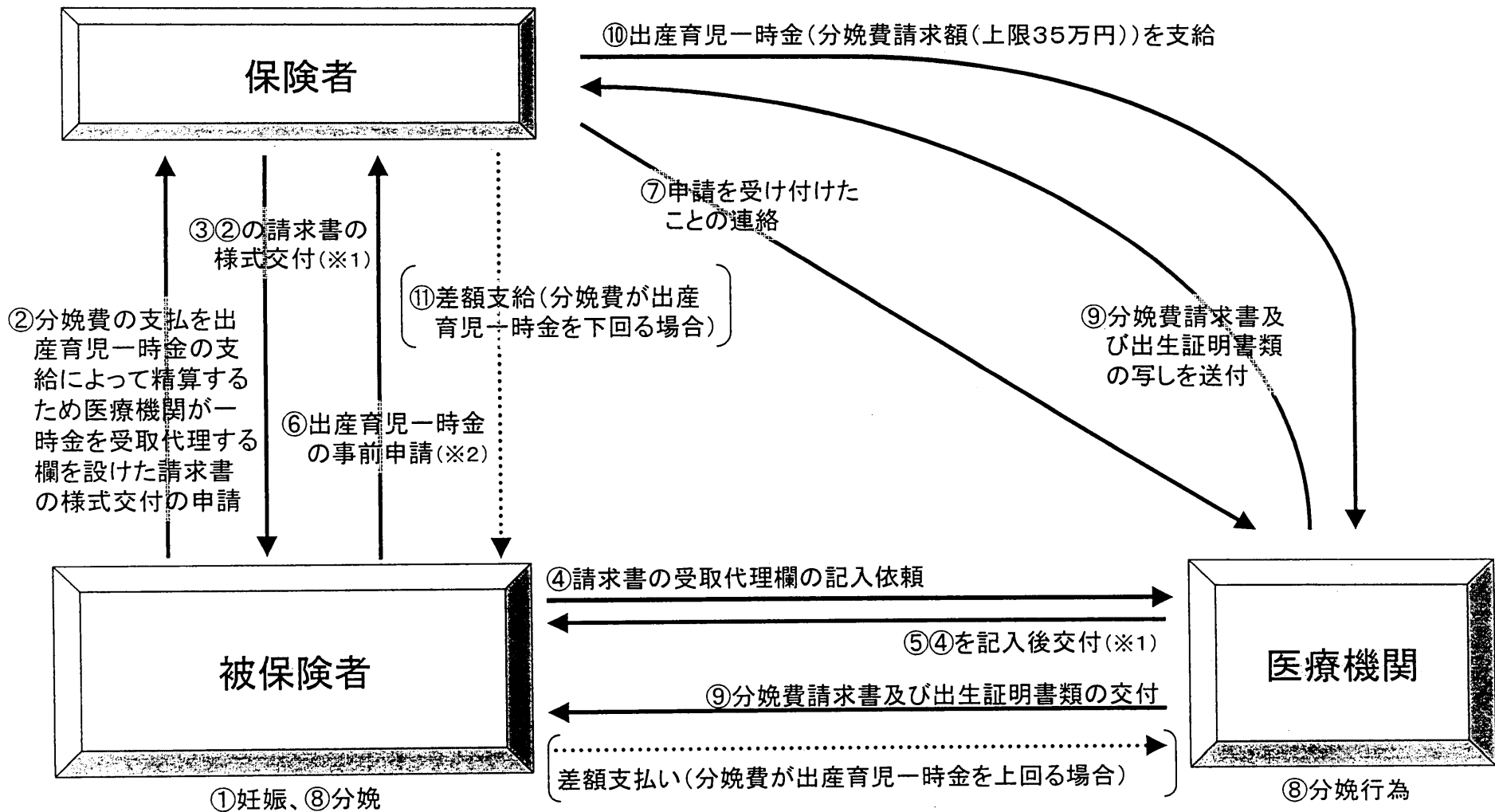
受 取 代 理 人 の 欄	甲 () は、医療機関等である乙 () を代理人と定め、次の権限を委任する。 甲が請求する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額 (上限35万円) の受領に関すること。 平成 年 月 日 甲 (被保険者) の住所 氏名 ㊞ 乙 (代理人) の住所 氏名 ㊞			
	受取代理人に対する支払金融機関の欄			
	金融機関名	店名	預金種別	口座番号

※ 出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者において、付加相当額も含めて医療機関等に支払う場合には、付加相当額を含む支給額を具体的に記載すること。

分娩から出産育児一時金の支給まで(現行)



妊娠から出産育児一時金による精算まで(改善案)



※1 ③及び⑤の交付に当たって、事実上保険者及び医療機関の同意を得ることとなる。

※2 ⑥の事前申請は、出産予定日まで1ヶ月以内であることを要件とする。(現行の出産費貸付制度を参考)

保保発第0830003号
平成18年8月30日

社会保険庁運営部医療保険課長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公印省略)

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について

標記については、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行について」(平成18年8月30日保発第0830001号)において、被保険者等の負担を軽減する観点からその導入に努めることとされているところであるが、その具体的な取扱いにあたっては、下記の点に留意し、積極的に取り組まれない。

なお、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段の配慮を願いたい。

記

(以下略)